(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 飼い主のいない猫とは、所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術とは、オス猫の精巣の摘出手術、メス猫の卵巣の摘出又は卵巣及び 子宮の摘出手術をいう。
- (3)連携病院とは、県内に専ら飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う手術設備を整備し、県と連携して飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する動物病院であって、 鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度要領(令和5年12月14日付鳥 取県生活環境部長通知、以下「要領」という。)第4条の指定を受けたものをいう。

#### (交付目的)

第3条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の主旨に基づき、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図るとともに、やむを得ず殺処分される猫を減らし、人と猫が共存できる社会を目指すことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下、「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下に同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とし、事業実施期間は交付決定日の属する年度中とする。

ただし、当該対象事業に伴う収入(本補助金を除く。)がある場合は、その額と補助 対象経費から当該収入の額を控除した額のいずれか低い額に該当する額を控除するこ ととする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業 の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する30日前までに行わなければならない。また、年度当初から事業を開始するものについては、事業年度の4月10日までに交付申請を行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ 様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

#### (交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行 うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (交付決定をしない場合)

- 第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。
  - (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。以下、「暴対法」という、)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3)暴力団若しくは暴力団員の利益に繋がる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

## (承認を要しない変更)

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

# (実績報告の時期等)

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
  - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中 止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、 その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が 交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、 補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、 その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、 当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、 知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### (財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1)取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に 定めるもの
- 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第 5号により申請するものとする。
- 4 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

#### (収益納付)

- 第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

#### (補助金の返還等)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第21条の規定により補助金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定によ り補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。
- (1) 本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等について、条例、規則及び本要綱の 規定に従わないとき
- (2) 第10条第1項に定める期間内に、要領第6条の規定により連携病院の指定が解除されたとき

#### (書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、 第10条第1項に定める期間を経過するまでの間、様式第6号による財産管理台帳そ の他関係書類を整備・保管しておかなければならない。

#### (雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

別表(第4条、第8条関係)

7112 (71 1 71)					
1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助 率	5 補 助金 上限	6 重要 な変更
い猫不妊去勢	けた者 (当該年度に指定を	連携病院として飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うための施設及び設備の新設若しくは改良又は修繕に要する経費として県が必要と認める経費		200 万円	本金のにもの

注:1 本補助金の申請は 、1つの連携病院につき、1回限りとする。

### 様式第1号(第5条、第9条関係)

# 年度鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備 補助金事業計画(報告)書

### 1 事業内容

(単位:円)

事業区分	事業の概要	事業費及び算定基礎	摘要
計			

- 注1 事業計画書として提出する場合は、事業毎に各事業に係る予算の概要が分かるよう記載する とともに別紙「飼い主のいない猫の不妊去勢手術機能整備計画書」を添付すること。
- 注2 実績報告書として提出する場合は、収支決算書に準じた事業費及びその明細(任意の様式で可)を添付すること。

# 2 他の補助金の活用

活用の有無	活用する補助金名	助成元の団体名、連絡先
有・無		

- 注1 本補助事業に係る他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
- 注2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- 3 消費税の取り扱い
  - (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている 公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
- 4 事業(予定)期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 連携病院指定番号

第号

6 事業実績写真(実績報告書に限り添付)

注:事業実績が把握できるよう、前後の写真を添付すること。

# (様式第1号別紙)

# 飼い主のいない猫の不妊去勢手術機能整備計画書

飼い主のいない猫の 不妊去勢手術(以下 「手術」という。)の 予定頭数	頭/日 ( ×年間受け入れ可能日数日=頭/年)
手術実施予定獣医師 人数	名
飼い主のいない猫の 不妊去勢手術単価(予	オス円/頭
定)	メス円/頭

# 様式第2号(第5条、第9条関係)

# 年度鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備 補助金事業収支予算(決算)書

# 1 収入

(単位:円)

科	目	本年度予算額 (本年度決算額)(A)	前年度予算額 (本年度予算額)(B)	比 較 (A) — (B)	備考
本補助 市町村 自己資	費				
	H				

※収入科目については適宜変更・追加してください。

# 2 支出

(単位:円)

科	目	本年度予算額 (本年度決算額)(A)	前年度予算額 (本年度予算額)(B)	比 較 (A) — (B)	備考
章	+				

※支出科目については、適宜変更・追加してください。

様

職氏名即

# 年度鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備 補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書のとおりとする。

### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

## 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)により行う。

### 5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、整備等を行った施設及び設備は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うためのものであるため、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度要領第4条の指定を受けること。

年	月	日

鳥取県知事様

報告者 住 所名 称代表者役職代表者氏名 印

# 年度鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備 補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県飼い主のいない猫不妊 去勢手術連携病院施設整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額に ついて、次のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金

4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)

金

- 5 添付資料
- (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

# 様式第4号 別紙(第9条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

	区	分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税 仕入れ	合計
経								
費								
の								
内								
訳								

- (2)課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

鳥取県知事 様

申請者

# 取得財産処分承認申請書

年度鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金により取得し又 は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院 施設整備補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	

年 月 日

# 財産管理台帳

### 事業実施主体名

(円)

													(11)
	補助金名						事	業実施年	度	年度			
					í	負担区分	,	処分	制限期間	処分0	り状況		
機械	・施設等の名称	設置個所	事業量	着工年月日	総事業費	県費	+ m- ++		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	摘要
				]									1

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代える